

平成30年4月からの総合事業の改正点

平成30年3月14日

大東市保健医療部

高齢介護室高齢支援グループ

サービス名称の変更

前

サービス名

訪問型現行相当サービス

訪問型サービスA-1(30分)

訪問型サービスA-1(20分)

訪問型サービスA-2・3

通所型現行相当サービス

通所型サービスA

通所型サービスC

後

サービス名

介護予防型訪問サービス

短時間介護予防型訪問サービス

生活援助型訪問サービス

介護予防型通所サービス

緩和型通所サービスA

短期集中自立支援型サービスC



サービス名称および単価の改定

訪問サービス 単位一覧

サービス名		サービス範囲	時間	サービス費用	利用料	加算	資格	上限
介護予防型 訪問サービス (現行相当)	週1回程度	生活援助 + 身体介護	45分以上	1,168単位/月	1割 (2割)	介護給付 と同様	有	区分支給限度額
	週2回程度			2,335単位/月				
	週2回を超える			3,704単位/月				
短時間介護予防型訪問サービス		生活援助 + 身体介護 (身体介護のサービス提 供者は有資格者に限る)	20分以上 45分未満	207単位/回	293円 (定額)			月 8回まで
生活援助型訪問サービス		生活援助	45分程度	154単位/回	275円 (定額)	無		月10回まで
生活サポート事業		生活援助 + 一部の生活支援 (老計10号以外も可)	30分未満	250円/回 (定額)			無	無

※身体介護の解釈は、老計10号の規定通りとする。

1. 訪問介護 ②「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化

概要

- 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知（老計第10号（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について））について、身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化する。【通知改正】

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）
- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
 - 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
 - ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）
 - 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
 - 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選ぶよう援助
 - 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
 - 認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

- 生活援助のうち、訪問介護員等が代行するのではなく、安全を確保しつつ常時介助できる状態で見守りながら行うものであって、日常生活動作向上の観点から、利用者の自立支援に資するものは身体介護に該当するが、身体介護として明記されていないものがあり、取扱いが明確でないため、明確化する。

具体的には、利用者と一緒の手助けしながら行う掃除（安全確認の声かけ疲労の確認を含む）その他利用者の自立支援に資するものとして身体介護に該当するものについて、身体介護に該当することを明確にする。

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等
サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。
- 2-0-1 健康チェック
利用者の安否確認、顔色等のチェック
- 2-0-2 環境整備
換気、室温・日あたりの調整等
- 2-0-3 相談援助、情報収集・提供
- 2-0-4 サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除
○居室内やトイレ、卓上等の清掃
○ゴミ出し
○準備・後片づけ
- 2-2 洗濯
○洗濯機または手洗いによる洗濯
○洗濯物の乾燥（物干し）
○洗濯物の取り入れと収納
○アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク
○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修
○衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
○被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳
○配膳、後片づけのみ
○一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り
○日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
○薬の受け取り

1. 訪問介護 ③身体介護と生活援助の報酬

概要

- 自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。

単位数

		<現行>		<改定後>
身体介護中心型	20分未満	165単位	➔	165単位
	20分以上30分未満	245単位		248単位
	30分以上1時間未満	388単位		394単位
	1時間以上1時間30分未満	564単位		575単位
	以降30分を増すごとに算定	80単位		83単位
	生活援助加算※	67単位		66単位
生活援助中心型	20分以上45分未満	183単位	➔	181単位
	45分以上	225単位		223単位
通院等乗降介助		97単位	➔	98単位

※ 引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

サービス名称および単価の改定

通所サービス 単位一覧【変更なし】

サービス名		サービス範囲	回数	時間	サービス費用	利用料	加算・減算
介護予防型 通所サービス	回数払い	送迎＋入浴＋昼食 ＋健康管理＋運動 ＋口腔＋栄養	1月に3回まで (要支援1相当)	3H～ 7H	378単位/回	1割 (2割)	介護給付と同様
	包括払い		1月に4回以上 (要支援1相当)		1,647単位/月		
	回数払い		1月に7回まで (要支援2相当)		389単位/回		
	包括払い		1月に8回以上 (要支援2相当)		3,377単位/月		
緩和型通所サービスA		健康管理＋運動＋ 口腔＋栄養 オプション * 入浴 * 送迎	1月に8回まで	3H程度	292単位/回	420円 (定額)	入浴加算35単位/回 (自費サービス)
短期集中自立支援型 サービスC		(訪問)アセスメント＋ 環境調整＋セルフ トレーニング作成＋生 活支援方法 (通所)トレーニング 作成＋リスク管理＋環 境設定	随時	1H程度	通いの場:466単位/回 居宅:307単位/回	0円	設定なし

緩和型通所サービスA

方針

利用者が再び自立した生活に戻れるまでの一時の場であり、永続的に通い続けることが前提ではない。対象者の自立を支援し、地域資源（大東元気でまっせ体操など）につなぐ橋渡し役としてのサービス



- 入浴・食事の提供を行わないこと
- 送迎の必要のない方には、行わない
- 機能訓練指導員は無資格者で構わない（自立支援研修会を受講）
- マッサージやリラクゼーションの提供は禁止
- ~~• 介護予防通所介護や現行相当の利用者と混合してはいけない~~

内容

- 大東元気でまっせ体操（重錘を利用）
- 健口体操
- 栄養講話
- 体力測定



地域資源に移行してからも同じメニューとなる

みなし指定終了に伴うサービスコードの変更

サービス種類		サービスコード	H27.4.1	H28.4.1	H30.4.1
予防給付	介護予防訪問介護	61			H30.3.31で 事業終了
	介護予防通所介護	65			
総合事業	訪問型現行相当サービス (みなし指定)	A1			H30.3.31で 指定期間満了
	通所型現行相当サービス (みなし指定)	A5			
	介護予防型訪問サービス	A2			総合事業(介護予防型)
	介護予防型通所サービス	A6			

指定更新の
手続きが必要

サービスコードの一覧

H30. 3まで

サービス名		コード
訪問サービス	訪問型現行相当サービス	A1 1111
	訪問型サービスA-1(30分)	A41001
	訪問型サービスA-1(20分)	A41101
	訪問型サービスA-2・3	A41201
通所サービス	通所型現行相当サービス	A5 1111
	通所型サービスA	A81001
	通所型サービスC	A81101 A81102



H30. 4から

サービス名		コード
訪問サービス	介護予防型訪問サービス	A2 1111
	短時間介護予防型 訪問サービス	A4 1002
	生活援助型訪問サービス	A41201
通所サービス	介護予防型通所サービス	A6 1111
	緩和型通所サービスA	A81001
	短期集中自立支援型 サービスC	A81101 A81102

サービス類型【平成30年4月以降】

